

ユネスコの 遺産事業 としての 無形文化遺産

2021年9月12日 国際ホテル宇部
主催 日本書道ユネスコ登録推進協議会

講師略歴

佐藤 地 (さとう くに)

- 1954年 福島県出身
- 1977年 東京大学教養学部教養学科卒業
- 1980年 米国コロンビア大学大学院政治学国際関係論修了
- 1981年 外務省入省
- 1997年 内閣法制局に出向、同第三部参事官
- 2000年 条約局国際協定課長
- 2002年 経済局国際機関第一課長
- 2004年 在ブラッセルEU日本政府代表部公使
- 2007年 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使
- 2010年 国際法局審議官
- 2012年 大臣官房総括審議官
- 2013年 外務報道官
- 2015年 ユネスコ日本政府代表部特命全権大使
- 2017年 駐ハンガリー日本国特命全権大使 兼 国際文化交流・協力担当大使
- 2001～2004年 上智大学にて「国際関係論」の講義を行う。
- 2002～2004年 中央大学にて「法と政治」の講義を行う。
- 2011～2014年 九州大学にて「国際経済法」(英語)の講義を行う。

現 職 独立行政法人国立文化財機構 本部審議役
公益財団法人フォーリン・プレスセンター 監事



- (イ) 発効・開始 (ロ) 対象 (ハ) 目的 (ニ) 申請者 (ホ) 審査・決定 (ヘ) 登録件数

国際条約に基づいて進められている事業

1. 世界遺産

- (イ) 1972 年採択、75 年発効。締約国数 194。
(ロ) ・文化遺産（記念物、建造物群、遺跡など）
・自然遺産（自然美、地質・地形、生態系など）
・複合遺産
(ハ) 人類全体のための世界の遺産として保護・保存する国際的な協力・援助の体制を確立すること
(ニ) 締約国
(ホ) ICOMOS/IUCN・世界遺産委員会
(ヘ) 世界遺産リスト 1,154 件（日本は 25 件）（文化遺産 897（日本は 20）、自然遺産 218（日本は 5）、複合遺産 39）
危機遺産リスト 52 件

2. 無形文化遺産

- (イ) 2003 年採択、06 年発効。締約国数 180。
(ロ) ・口承による伝統及び表現
・芸能
・社会的慣習、儀式及び祭礼行事
・自然及び万物に関する知識及び慣習
・伝統工芸技術
(ハ) ・無形文化遺産を保護すること
・関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重することを確保すること
・無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること
・国際的な協力及び援助について規定すること
(ニ) 締約国
(ホ) 評価機関・無形文化遺産委員会
(ヘ) 代表リスト 492 件（日本は 22 件）
緊急保護リスト 67 件

国際条約はなく、事業として展開されているもの

3. ユネスコエコパーク事業（Biosphere Reserves 生物圏保存地域）

- (イ) 1976 年
(ロ) 「人間と生物圏（MAB）計画」の枠組みに基づき、国際的に認定された陸上・沿岸・海洋生態系の区域、またはその集合体
(ハ) 生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とし、保護・保全だけでなく、自然と人間社会の共生に重点が置かれている。
(ニ) 自治体
(ホ) UNESCO MAB 計画 国際調整理事会
(ヘ) 129 か国 714 件（日本は 10 件）

4. ユネスコ世界ジオパーク事業

- (イ) 2001 年。UNESCO の事業となったのは 2015 年。
(ロ) 地層、岩石、地形、火山、断層など、地質学的な遺産
(ハ) 地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間とのかかわりを理解する場所として整備し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源として地域の発展に生かす。
(ニ) 日本ジオパーク委員会の審査に合格した地域団体
(ホ) UNESCO 世界ジオパークカウンシル・ユネスコ執行委員会
(ヘ) 44 か国 169 件（日本は 9 件）

● 2003年採択 / 2004年日本締結 / 2006年発効

第一条 条約の目的

この条約の目的は、次のとおりとする。

- (a) 無形文化遺産を保護すること。
- (b) 関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重することを確保すること。
- (c) 無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること。
- (d) 国際的な協力及び援助について規定すること。

第二条 定義

この条約の適用上、

- 1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。
- 2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。
 - (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
 - (b) 芸能
 - (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
 - (e) 伝統工芸技術
- 3 「保護」とは、無形文化遺産の存続を確保するための措置（認定、記録の作成、研究、保存、保護、促進、拡充、伝承（特に正規の又は正規でない教育を通じたもの）及び無形文化遺産の種々の側面の再活性化を含む。）をいう。

本資料作成先・お問合せ先

日本書道ユネスコ登録推進協議会

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-1 デルックス溜池山王 6 階 全国書美術振興会内

TEL 03-3568-2071 FAX 03-3568-2072

E-mail info@shodoisan.jp <http://www.shodoisan.jp>

ユネスコ無形文化遺産について

令和3年4月現在

条約の概要

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004(H16)年 日本締結(世界で3番目)、2006(H18)年 発効〕

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**

■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成

締約国数:180

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等 **現在 22件**
世界全体では492件

重要無形文化財 重要無形民俗文化財 選定保存技術 文化審議会決定

2008 (H20)	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりふんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎
2009 (H21)	ががく 雅楽 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと 【石川】 ちゃつきらこ チャッキラコ 【神奈川】	おぢやちみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布 【新潟】 はやちねがくら 早池峰神楽 【岩手】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽 【秋田】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊 【宮城】 だいまて 題目立 【奈良】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊 【北海道】
2010 (H22)	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬 【茨城・栃木】	
2011 (H23)	みぶのはなうえ 壬生の花田植 【広島】	さだしんのう 佐陀神能 【鳥根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやまつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】本美濃紙、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事、男鹿のナマハゲ
2012 (H24)	なちのでんがく 那智の田楽 【和歌山】		
2013 (H25)	わしよく 和食:日本人の伝統的な食文化		
2014 (H26)	わし 和紙:日本の手漉和紙技術 【石州半紙、本美濃紙、細川紙】	にほんのすきわしぎじゆつ せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。	
2016 (H28)	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
2018 (H30)	らいほうしん かめんかそうのかみがみ 来訪神:仮面・仮装の神々	※2009年に無形文化遺産に登録された鹿児島のトシドン【鹿児島】に、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のバーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。	
2020 (R2)	でんとうけんくこうしょうのわざ 伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんくこうしょうのわざ ※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。	
提案中	ふりゆうおどり 風流踊	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、国指定重要無形民俗文化財である綾子踊【香川】などを追加して拡張提案。	

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
【各年、50件の審査件数の制限】
* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
* 我が国の案件は実質2年に1回の審査となっている
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
 - ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
 - ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。
(a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。